

第6章 保全活用計画の基本方針

ウツクシマツ自生地の本質的価値を将来にわたって継承していくために、現状と課題やこれまでの取組を踏まえて、保全活用計画の基本方針を次のとおり定めます。

【保全活用計画の基本方針】

- ① 天然記念物「平松のウツクシマツ自生地」の本質的価値を損なわないよう、自生地の回復、維持を図り、自生しているウツクシマツを適切な状態で保全管理し、自生地と自生するウツクシマツを次世代へ継承していきます。
- ② 天然記念物の本質的価値を構成する要素を適切に保全活用していくために、地域区分ごとの適切な保全・活用方法を具体化し、総合的な管理と活用を図るなど環境整備を図ります。
- ③ ウツクシマツ自生地を活用した学校教育や生涯学習を通じて、天然記念物としての本質的価値を普及・啓発・情報発信し、市民の理解を深めます。
また、地元住民や来訪者の集いの場、交流の場、憩いの場となるような公開活用を図ります。
- ④ 地元住民、関連団体、市庁内関係部局、研究機関、有識者などとの協働・連携による継続的な管理運営体制を整備し、ウツクシマツ自生地の保全・活用・整備を一体的に進めます。

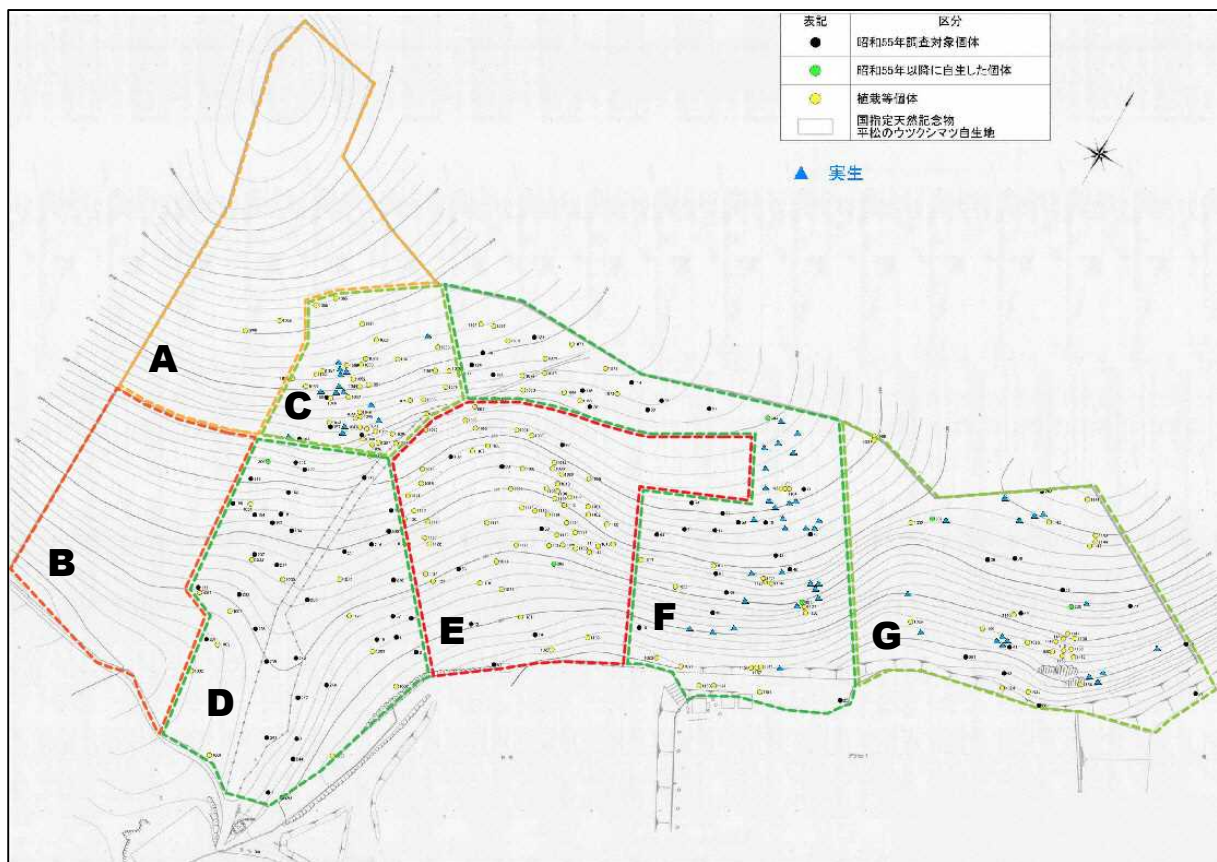
以上の観点を踏まえ、これまでの取組を検証しながら、新たな課題にも対応できるよう、以下の施策を中心に、ウツクシマツ自生地の保全活用を進めていくこととします。

- ・ウツクシマツ自生地の保全管理のための施策（第7章）
- ・ウツクシマツ自生地の活用のための施策（第8章）
- ・ウツクシマツ自生地の整備のための施策（第8章）
- ・ウツクシマツ自生地の運営体制の確立のための施策（第9章）

第7章 保管理計画

第1節 保管理の方向性

ウツクシマツ自生地は、市民のみならず国民共有の財産であり、貴重な文化遺産です。「第5章第1節保管理に係る現状と課題」で示した課題に対処し、ウツクシマツ自生地の本質的価値を損なわずに次世代へ継承することを目的として、保管理を実施します。指定地内の状況に応じた各エリアの管理方針を以下に示します。



エリア名	状況	保管理方針
A	マツ類なし	ウツクシマツの定着を目指し、積極的な保管理を実施。
B	マツ類なし	ウツクシマツの定着を目指し、積極的な保管理を実施。
C	実生が多い	実生を守り、実生の定着と生長について検討するための保管理を実施。
D	成木が多い	本質的価値がよく残っているエリアであり、天然更新が生じるような最小限の保管理を実施。
E	補植が多い	保管理の検討に必要な試験を実施。
F	成木、実生が多い	本質的価値が極めてよく残っているエリアであり、天然更新が生じるような最小限の保管理を実施。
G	実生あり、普通マツ多い	実生を守り、実生の定着と生長について検討するための保管理を実施。

図 45(再掲) ウツクシマツ自生地内のエリア区分

第2節 保安全管理の方法








保全活用計画の基本方針①に則り、以下の三つの対策を行うことで、ウツクシマツ自生地の保全対策を図ります。各取組の詳しいスケジュール(実施計画)を103～104頁の表24に示します。

- 病虫害対策
- ウツクシマツの生育環境の整備
- 調査研究

1 病虫害対策

近年、自生地およびその周辺で生育しているマツ類に発生し続けているマツ材線虫病の影響に対して、ウツクシマツの保全を第一に、病虫害対策を徹底して実施することが必要です。病虫害対策については、マツの生活史およびマツ材線虫病の発生サイクル(図47)に沿って、枯損木の伐採と病虫害予防駆除の2項目を実施します。

病虫害対策の概要を表21に、内容を以下に示します。

	春	夏	秋	冬
(1) 発生メカニズム	 <p>5～6月にかけて、羽化したカミキリが線虫を体に付けて樹体内から脱出。カミキリが若枝の皮を食べる時に、線虫がマツの樹体内に侵入。</p>	 <p>樹体内で線虫が増殖し、衰弱したマツにカミキリが産卵。</p>	 <p>夏～秋季にかけて、衰弱したマツ樹皮下でカミキリが成長。</p>	 <p>材内の蛹室で老熟幼虫が越冬。</p>
(2) 防除手法	<p><特別防除・地上散布> (初夏)</p>  <p>カミキリ成虫を殺し、線虫のマツへの伝播を阻止するため、初夏から盛夏にかけて特別防除、地上散布を実施。</p> <p>注) 特別防除は防除実施基準に定められた地域に限って実施している。</p>	<p><伐倒駆除等> (秋季～春季)</p>  <p>枯損したマツの樹幹にいるカミキリの幼虫を駆除するため、秋から翌年のカミキリの脱出前までの期間に、伐倒駆除、くん蒸、焼却等を実施。</p>	<p><樹幹注入> (冬季)</p>  <p>健全なマツの樹体内への線虫の侵入と移動・増殖を阻止するための樹幹注入剤の施用。</p> <p>翌年の春まで実施</p>	
	※この他に、松林の健全度を高める林床整理、木炭の施用などを通年で実施。			

注) 「カミキリ」とは「マツノマダラカミキリ」を、「線虫」とは「マツノサイセンチュウ」のことをそれぞれ指す。

資料：(財)日本緑化センター(2015)『松保護士の手引き改訂2版』,p.66

図47 マツ材線虫病被害発生メカニズムと防除手法

表 21 病虫害対策の概要

病虫害対策		内容	実施時期
枯損木の伐採		<ul style="list-style-type: none"> ・ 枯損(立ち枯れ)木について、マツノマダラカミキリが脱出する時期までに伐採処理をして自生地外に搬出処分を行う。 ・ 搬出が困難な大径木については、ウツクシマツの自生に影響を与えない場所を選定し、玉切りして山積みしたのち被覆し、燻蒸処理を行う。 	適期 (12～翌3月)
病虫害 予防 駆除	樹幹注 入	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウツクシマツの成木を対象に実施する。 ・ これまでの注入サイクルや対象木を精査して適切な時期に実施する。 ・ 薬剤は効能などを調査したうえで専門家の意見を得て決定する。 ・ 薬剤注入にあたっては熟練者が実施する。 	冬季 (1～2月、薬 剤の効果が 十分発揮さ れるだけの 日数を確保)
	薬剤散 布	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウツクシマツ自生地全体を対象に実施する。 ・ 散布にあたっては、滋賀県林業普及センターと連携しマツノマダラカミキリの発生予測を考慮した上で実施する。 ・ 散布する薬剤は、防虫実績のあるものを使用する。 ・ 散布は、専門業者に委託して実施する。 	5～6月ころ (発生予察よ り決定) 2回

(1) 枯損木の伐採

病虫害により枯損しつつあるウツクシマツについては、枯損状況の経過観察を行うとともに、その枯損状況に応じて、伐採などの処置を施します。伐採にあたっては、委員会などにおいて専門的知識をもった者に意見を伺うなどして決定します。

伐採の時期については、マツノマダラカミキリが羽化脱出し、マツノザイセンチュウが伝播する時期までに行い、伐採木は自生地外に搬出し処分します。

搬出が困難な大径木については、ウツクシマツの自生に影響を与えない場所を選定し、玉切りして山積みしたのち被覆し、燻蒸処理を実施することとします。

(2) 病虫害予防駆除

① 樹幹注入

樹幹に薬剤を注入する時期は、6～7年ごとの冬季です。次の予定は令和6年度ですが、前年度には専門家の意見を伺い、実施の有無を決定します。

使用する薬剤や注入するウツクシマツの選定は、専門家の意見を伺って決定し、熟練者が実施することとします。

なお、前回は平成30年度(2018年度)に自生地内に生存する全てのウツクシマツに対して樹幹注入を実施しています。薬剤の効果が切れると思われる令和6年(2024年)までは、これまでの反省を受けて、薬剤の打ちすぎによる薬害が生じないように樹幹注入を実施せず、継続して経過を観察することとします。ただし、明らかにマツ枯れ被害が拡大した場合は、他の対策とあわせて再度樹幹注入を実施することも検討します。

令和7年(2025年)は1～2月を目処に、ウツクシマツ全木を対象に樹幹注入を実施します。実施後は経過を観察します。

② 薬剤(地上・空中)散布

新たなマツ材線虫病の感染を防止するために、ウツクシマツ自生地全体を対象に薬剤散布を実施します。

散布は、マツノマダラカミキリの成虫が羽化脱出するまでの時期(5月中旬から6月中旬)に2回実施しますが、具体的な時期については、滋賀県林業普及センターと連携し、マツノマダラカミキリの発生を予測して実施します。

散布する薬剤は、防虫実績の有無や効能などを調査し、専門家の意見を踏まえて決定します。

<計画期間における事業の効果(めざす10年後の自生地の姿)>

・10年後には枯損木がない状況が望ましいですが、できる限りウツクシマツが枯死していない状況を目指します。

2 ウツクシマツの生育環境の整備

ウツクシマツ自生地の本質的価値を維持するためには、ウツクシマツが生育し、天然更新できる環境が必要です。

ウツクシマツの生育環境の整備の概要を表22に、内容を以下に示します。

表22 ウツクシマツの生育環境の整備の概要

ウツクシマツの生育環境の整備	内容	実施時期
草刈り	<ul style="list-style-type: none"> ・実生や稚樹、若木の誤伐に注意しながら実施する。 ・刈り取った下草は、搬出を基本とするが、自生地外に搬出できない場合は、塊が出来ないように分散させ、年度内に搬出する。 	6月、8月。 必要に応じて5月または7月にも実施。
落ち葉掻き・表土剥ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・天然更新の促進のため、落ち葉掻きを実施し、表土の剥ぎ取りについても必要に応じて検討する。 ・その他、雨水等による土壌流失や土壌の養分状況を定期的に確認するなどし、必要に応じて措置を講ずる。 	10月～2月
普通マツ・樹木の伐倒	<ul style="list-style-type: none"> ・普通マツについて、胸高直径の小さい個体から段階的に伐倒し個体数を低減する。 ・その他の樹木について、ウツクシマツの生育に悪影響を及ぼす可能性がある場合は順次伐倒する。 	12月～2月
獣害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・獣害対策の方法を検討する。 ・獣害が拡大し、自生地の維持が困難になる可能性がある場合は、獣害対策を実施する。 	適宜
その他病虫害に対する対策	<ul style="list-style-type: none"> ・マツ材線虫病以外の病虫害が発生し、自生地の維持が困難になる可能性がある場合は、適切な時期に防除を実施する。 	適宜

(1) 下草刈り

ウツクシマツの保護および育成、天然更新を図るために、自生地内の下草刈りを実施します。実施にあたっては、実生や稚樹、若木を誤伐しないよう注意しながら実施します。刈り取った下草は搬出を基本としますが、自生地外に搬出できない場合が生じても、塊ができないよう分散させ、年度内に搬出するようにします。

実施時期は、ウツクシマツ自生地内に草本類や樹木が繁茂し、成木や高齢樹木の生長に悪影響を及ぼす6月と8月に実施し、必要に応じて5月または7月にも実施します。

(2) 落ち葉掻き・表土剥ぎ

天然更新の促進のため、落ち葉掻きや表土の剥ぎ取りを実施します。

また、定期的に雨水等による土壌流失や土壌そのものの養分状況を確認するなどし、土壌環境の変化がウツクシマツの生長に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、必要に応じて措置を講じます。

(3) 普通マツ・その他の樹木の間引き

現在、ウツクシマツ自生地内にはウツクシマツと普通マツ、マツ以外の樹木が混生しています。また、自生地近接地にも樹木が多数生育しています。特に普通マツが自生地東側に多く生育しています。ウツクシマツの形質発現率を高めるためには、普通マツがなく、ウツクシマツ同士が交配する環境を整備することが必要です。

そのため、普通マツについては個体数を低減させるため伐倒を行います。伐倒にあたっては、周辺環境への影響が比較的小さな胸高直径の小さい個体から段階的に伐倒します。普通マツの伐倒本数について、一気に伐倒すると災害の危険性が高まるなど環境を大きく変えることになるため、年間10本以内の伐倒を目安とします。

その他の樹木についても、日照不足などによりウツクシマツの生育に悪影響を及ぼす可能性がある場合は順次伐倒します。

実施時期は、ウツクシマツの生育状況などに応じて適宜実施します。

(4) 獣害対策

自生地内において獣害を確認しており、今後被害が拡大する可能性があることから、ウツクシマツの保全のために、獣害対策の方法を検討します。

定期的なモニタリング(特に実生や稚樹、若木)を実施し、獣害の程度、状況などを確認します。被害が無い、または軽微な場合は現状のままとし、モニタリングを継続します。

令和4年度(2022年度)中に状況を鑑みて獣害対策の実施をするかどうかを判断し、対策が必要であると判断した場合は、次年度から獣害対策に向けて手続きを進めます。

なお、重度の被害を確認した場合は、計画を前倒しして、獣害対策を実施します。

(5) その他病虫害に対する対策

現在はマツ材線虫病によるマツ枯れ被害防止のための方策を講じていますが、今後その他の病虫害などが発生し、ウツクシマツ自生地の環境を脅かす可能性があります。

そのような病虫害が確認され、自生地の維持が困難になる可能性があるとは判断した場合は、関連分野の専門家の意見を踏まえ、適切な時期に必要な防除を実施します。

<計画期間における事業の効果（めざす10年後の自生地の姿）>

- ・下草刈りや落ち葉掻き等により地表が見える状況を目指し次世代の種子の発芽、生育を促します。
- ・普通マツが少なく健全なウツクシマツが優占する林分を目指します。
- ・獣害被害やその他病虫害被害の少ない状況が継続していることを目指します。

3 調査研究

調査研究の概要を表 23 に、内容を以下に示します。

表 23 調査研究の概要

調査研究	内容	実施時期
モニタリング調査	生育調査 ・実生や稚樹、若木は、年に1回、秋季に実施します。 ・播種試験で定着した実生は、3年間の追跡調査を終了した4年目以降から対象とし、年に1回、秋季に実施します。 生残調査 ・令和2年度(2020年度)に作成の樹木台帳に記載した成木は、2か月に1回実施します。 ・実生および稚樹、若木は、食害が多いとされる5月から7月は2週間に1回、8月以降は2か月に1回実施します。 ・年に1回、実生の確認調査をします。 生育調査、生残調査共通 ・調査結果は、台帳に記録します。 ・異常を発見した場合は、すみやかに必要な保全対策を講じます。	適宜
遺伝的研究	・ウツクシマツ自生地の遺伝的系統を把握するための研究を進めます。 ・必要に応じて学術的な研究もあわせて進めます。	令和3年度
ウツクシマツ生育試験	・状況に応じた自生地の順応的管理のありかたについて検討するための実地試験として、播種および補植の生育試験を実施します。	令和3年度

(1) モニタリング調査

ウツクシマツの生育状況および生残状況を把握するために、モニタリング調査を実施します。生育調査では、個体別に樹高と根元直径を計測し、生残調査では、食害や獣害の有無、枯損状

況などを調査します。

調査対象は、令和2年度(2020年度)に作成した樹木台帳に記載のある個体や実生、稚樹、若木をはじめ、新しく確認した実生、ウツクシマツ生育試験で播種して定着した実生のうち4年目以降の個体とします。

生残調査は、樹木台帳に記載のある個体については、2か月に1回実施します。実生と稚樹、若木については、食害が多いとされる5月から7月は2週間に1回、8月以降は2か月に1回実施します。

生育調査は、実生や稚樹、若木を対象として年に1回、秋季に実施します。また、新たな実生の確認調査についても年に1回、実施します。

調査結果については、樹木台帳に記録し、情報を関係各課で共有します。異常を発見した場合は、すみやかに必要な保全対策を講じることとします。

(2) 遺伝的研究

ウツクシマツは劣性遺伝により形質発現することが知られており、そのような遺伝型を有する集団が維持されてきた例は、生物学的にもきわめて貴重です。さらには、世界のなかで自生地が唯一、本市のみであることから、本種の絶滅を回避し、自生地の保全をはかる必要があります。遺伝的研究は、遺伝的多様性を維持しながら、次世代へのウツクシマツ自生地の更新を図るとともに、補植の妥当性や方策を検討するうえできわめて有効であることが策定委員会においても確認されました。

自生地内の全成木(86個体)、普通マツ(約50個体)、自然実生および若木(稚樹)(約50個体)、油日林木育種場の若苗(50から100個体)、地域の育苗若木(約50個体)を対象に、葉を採取し、ジェノタイピング(遺伝子型判定)解析を行います。

現地の遺伝的空間構造の解明および親子関係などを解明することによって、ウツクシマツ林の保全を促進する基礎的データが得られます。本研究については、令和3年度(2021年度)から開始し、必要に応じてその後も継続して進めます。本研究で明らかになったことは、現地の保全に活かしていきます。

(3) 指定地の順応的管理のありかたを検討するためのウツクシマツ生育試験

① 生育試験の方針

不確実性や予測不可能性を有する生態系の管理には、順応的管理が必要とされ、対象をモニタリングし、その結果に基づいて状況に応じた対策を講ずる必要性が広く知られています。本天然記念物の学術上の価値はウツクシマツが自生することであり、順応的な保全管理は、天然更新を促進させる環境整備を主体としつつ、天然更新によるウツクシマツの持続が困難な危機的状況が生じた場合には、より積極的な保全対策を講ずることが必要になると考えます。これまで実施された自生地の管理は主に補植であり、それさえもその後のモニタリングが十分にな

されていませんでした。状況に応じた自生地の順応的管理のありかたについて検討するために
実地試験(以下、本試験)を進めます。なお、本試験は専門家の指導のもと実施されます。

<計画期間における事業の効果(めざす10年後の自生地の姿)>

・モニタリング調査結果がデータとして残されており、10年間の変遷が確認できるようにします。

・自生地内のウツクシマツの遺伝系統が判明していることを目指します。

・保護増殖マニュアル(仮)を整備し、自生地の持続が危機的状況になった場合には、播種や補植などの保全対策を適切に実施できるようになります。

また、生育試験で用いた実生や若木を撫育することで個体数の減少に歯止めをかけ、昔のウツクシマツ自生地の風景に近づくきっかけとなることを目指します。

② 生育試験の内容

a 生育試験の名称

「自生地の順応的管理のありかたを検討するためのウツクシマツ生育実験」

b 生育試験の目的

本試験は、第7章第2節「2 ウツクシマツの生育環境の整備」「(1) 下草刈り」「(2) 落葉掻き・表土剥ぎ」で示した環境整備がなされた試験区において実施されます。自生地で採取した種子を播種し、また自生地で採取した種子から育苗した若木(2~3年生程度、樹高50cm以下)を補植して、それらの生長量など生育状況を把握します。この調査から得られた結果を、次に示す4つの「自生地における管理のありかたの方向性」に沿って整理し、保護増殖マニュアル(仮)を作成するとともに、次期保存活用計画における自生地の順応的な保全管理方針を検討します。本試験は、この保全管理方針の検討に必要な基礎資料を得ることを目的とします。

<自生地における管理のありかたの方向性>

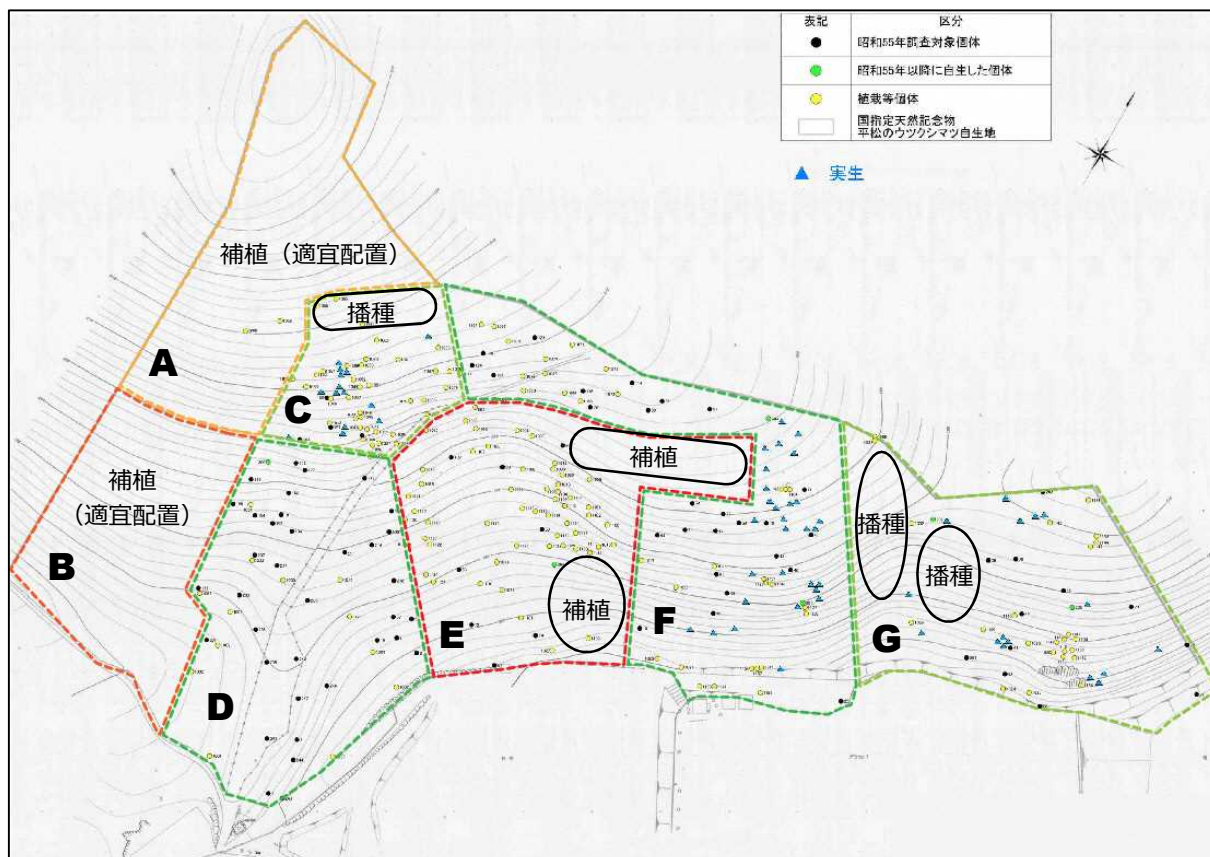
- ①環境整備を実施すると天然更新が生じ、かつ実生の生育が良好。→補植等は不要。
- ②環境整備を実施すると天然更新による実生が定着し生育良好なもの、種子供給量が少なく、十分な個体数が得られない。→播種が必要(人工更新)。
- ③環境整備を実施すると実生の発生が見られるものの、生育不良あるいは枯死(定着初期に何らかの生育障害がある想定)。→若木の補植が必要。
- ④環境整備を実施しても実生が定着せず、補植個体の生育も不良。→補植以外の方法の検討が必要。

c 生育試験の実施期間

試験の実施期間は、計画期間の10年とします。

d 生育試験の実施エリア

本試験では、第4章で区分し、第7章第1節で定めた方針に従って播種試験をCエリアおよびGエリアで実施し、補植試験をAエリア、Bエリア、およびEエリアで実施します(図48)。いずれもウツクシマツが生育していない範囲を対象とし、必要に応じてウツクシマツ以外の樹木の伐採などの環境整備を実施します。また、鳥やニホンジカによる食害等を防ぐために、獣害防止柵の設置等を実施します。



エリア名	現況	試験区設定対象	保全管理・試験内容等
A	マツ類なし	補植区	ウツクシマツの定着を目指し、積極的な保全管理と補植試験を実施。
B	マツ類なし	補植区	ウツクシマツの定着を目指し、積極的な植生管理と補植試験を実施。
C	実生が多い	播種区	実生を守り、実生の定着と生長について検討するための保全管理と播種試験を実施。
D	成木が多い	保全区	本質的価値がよく残っているエリアであり、天然更新が生じるような最小限の保全を実施。
E	補植が多い、谷地形	補植区	保全管理の検討に必要な補植試験を実施。
F	成木、実生が多い	保全区	本質的価値がよく残っているエリアであり、天然更新が生じるような最小限の保全を実施。
G	実生あり、普通マツ多い	播種区	実生を守り、実生の定着と生長について検討するための保全管理と播種試験を実施。

図 48 試験区の配置イメージ

e 生育試験の実施内容

【播種試験の設定条件】

播種試験では、実生の定着およびその後の生長を促進させる管理方針を検討するために、以下の条件下で実生の生残や生長量等を比較します。

- ・ 表土処理条件：堆積有機物層除去（以下、全 A₀層除去）
標準処理（対照）
- ・ 水条件 ：斜面上部（乾燥、C エリア）
 ：斜面下部（湿潤、G エリア）

各処理区は 50cm×50cm とし、四隅に杭を打って各処理を実施してから選別した種子 100 粒／処理区を播種します。アカマツは光発芽種子なので、播種後には篩でごく少量の覆土をします。播種後には鳥類による食害を防ぐために、防鳥ネットで覆います。なお、播種を令和 4 年(2022 年)3 月に実施します。

播種試験で用いる種子は、自生地の複数の母樹から採取します。令和 3 年(2021 年)9 月下旬～10 月中旬に、各母樹から成熟前の球果を採取し、3 週間ほど乾燥させます。球果から脱粒した種子を布袋などに入れ軽く揉んで翼を取り、充実種子を選別します。種子は、低温乾燥状態で保存(気密容器に入れ、冷蔵庫で保管)し、播種の約 1 か月前から低温処理(一晚吸水させ、冷蔵庫 5℃で保管)を実施します。

【補植試験の設定条件】

補植試験では、病原菌感染等による生育不良または枯死など、定着初期に何らかの生育障害が生じた場合の対処として指定地外で育苗した若木の補植による緊急的な保全対策のありかたを検討するために、以下の条件下で生残や生長速度等を比較します。

- ・ 表土処理条件：全 A₀層除去
標準処理（対照）
- ・ 水条件 ：斜面上部（乾燥、A エリアおよび E エリア上部）
 ：斜面下部（湿潤、B エリアおよび E エリア下部）
- ・ 光条件 ：ギャップ（相対光量子密度 90%以上、E エリア）
 ：樹冠近隣（同 40～50%程度、A エリアおよび B エリア）

上記 8 処理において、各処理あたり 17 個体、合計 136 個体を補植します。補植地点を中心に半径 50cm 程度が試験条件になるように土壌処理を実施し、苗木の主根がまっすぐに伸びるように十分な深さの穴を掘って補植します。補植個体の配置は任意(ランダム)とし、各処理条件に合った場所を慎重に選択します。

補植個体には、個体識別のための番号を付し、補植位置を図面に記録します。補植は令和 3 年(2021 年)12 月から令和 4 年(2022 年)2 月中旬に実施します。また、ニホンジカ等による食害を防止するために防鹿柵を設置します。

使用する苗木は、平松長寿会が自生地内に生育するウツクシマツから採取した種子を自

生地外で播種・育苗した若木であり、樹齢2～3年程度、樹高50cm以下*のものとします。補植の事前処理として、令和3年(2021年)4月中に根回しを実施します。苗畑からマツの主根を切断しないように丁寧に掘り起こし、数本の太根を剪定して新しい根を発生させます。

※ 雑草木との競合状態を把握するため、自生地に生育する高径草本の背丈より低いものを採用。

〔その他の条件〕

試験の実施にあたっては、種子の採取から処理までの工程・取り扱い、試験区の設定位置、補植間隔、補植方法など詳細について、専門家の意見を踏まえて実施することとします。また試験の一部を委託する場合にも委託先は専門家の指導のもと実施することを条件とします。

補植に関する事項については、各作業の方法や注意点などを記録し整理します。

【試験区の維持管理】

試験区の維持管理のうち、下草刈りを年2回、6月と8月に実施しますが、必要に応じて5月または7月にも実施します。下草刈りは、手刈りを基本とします。

全A₀層除去区については、年1回、10月から翌2月の間に実施します。作業の際には、根を傷つけないよう十分に注意して実施します。

【追跡調査】

試験区内の生育個体について生残や生育状況等を調査します。

〔播種試験における調査〕

初年度の調査では、発芽種子の数、発芽後の生存実生数を数え、記録します。発芽後に枯死した個体については、枯死の要因を分かる範囲で記録し、食害の有無など、獣害の状況を記録します。これらの調査は、発芽後の枯死が多い4～5月中は週に1回、食害が多いとされる6～7月中は2週に1回、8月以降は1か月に1回実施します。2年目から3年目の調査では、2か月に1回、実生の生残、食害の状況を確認し、記録します。また、各年の生長が止まった晩秋に地際直径と樹高を測定します。調査4年目以降は、第7章第2節「3調査研究」「(1)モニタリング調査」の一環として、1年に1回、生育状況を確認し、地際直径や樹高などの生長量を計測します。播種試験によって生じた個体のうちウツクシマツ型が発現した場合には、個体識別し、保護を図ります。一方、普通マツ型が発現した場合には、試験終了後に間引きします。

なお、試験期間中に獣害が拡大し、生長に明らかな影響がある場合は、柵を設置するなど獣害対策を追加して実施します。

〔補植試験における調査〕

補植個体の生存調査と生育状況調査を実施します。

生存調査では、試験木の生死を確認し、記録します。枯死を確認した場合には、枯死の要因を分かる範囲で記録します。また食害の有無など、獣害の状況を記録します。生存調査では、動物による食害が最も多いと考えられる5月から7月までは月2回、8月以降は2か月に1回実施します。

生育状況調査では、個体別に樹高と根元直径を計測し、記録します。調査時には、各区の設定条件以外の環境条件(周辺植生、L層の厚さなど)を記録します。生育状況調査は、毎年1回、秋季(生長期経過後)の11月に実施します。

補植試験区においてウツクシマツ型が発現した個体には個体識別して保護します。普通マツ型になることが判明したものについては、生長速度などの差を比較するために3年間は調査を継続し、その後に間引きします。

〔気象条件の整理〕

試験期間において、自生地の最寄りの気象観測ステーションのデータを入手し、温度、降水量などのデータを記録します。

【調査結果のとりまとめ】

播種試験では、発芽率や生存率など各調査結果を分析し、人工下種更新による保全対策の条件を整理します。同様に、補植試験の生存率、生長量など各調査結果を分析し、下種更新では対応できない場合の保全対策の条件を整理します。これらの結果より、今後の順応的管理において、自生地の危機的状況に応じた保全対策のありかたを決めます。

試験区におけるウツクシマツ発現率を整理し、実生や稚樹および育苗若木の取扱い方法・基準などの基礎資料とします。

③ 試験成果の取扱いなど

試験成果は、本計画期間終了後における自生地の管理方針を検討する基礎資料とします。

播種および補植方法のマニュアル化の際の基礎資料とし、保護増殖の理念、育苗の方法など必要項目を整理・検討し、保護増殖に係る計画およびマニュアルを作成します。

生育試験で発芽・生長した個体や補植木について、試験終了後、ウツクシマツ型が発現した場合には保護し、普通マツとわかった場合は間引きします。

④ 試験の実施主体

試験の実施主体は、令和3年度(2021年度)に新たに創設予定のウツクシマツ対策部署とします。

表 24 施策の実施計画(保全詳細、1/2)

〔枯損木の伐採〕

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
枯損木の伐採	枯死したマツの伐倒、自生地外への搬出(年越し枯れなど状況に応じて)				マツの状況(葉の変色の有無)確認 伐倒する枯損木の確定				枯死したマツの伐倒 自生地外への搬出			
	→				→				→			

〔樹幹注入〕

項目	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
樹幹注入	経過観察期間とし、基本的に実施しない 明らかにマツ枯れ被害が拡大した場合は、実施検討				手続き等の実施			ウツクシマツ 全木に実施	経過観察期間	
	→				→			→	→	

〔薬剤散布〕

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
薬剤散布	カミキリ発生 情報入手	地上散布 (1回目)	地上散布 (2回目)									
	→	→	→									

〔下草刈り〕

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
下草刈り			下草刈り (1回目)		下草刈り (2回目)							
			→		→							

※必要に応じて5月または7月にも実施。

〔落ち葉掻き・表土剥ぎ〕

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
落ち葉掻き							落ち葉掻き・表土剥ぎ					
							→					

〔普通マツ・その他の樹木の伐倒〕

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通マツ・その他の樹木の伐倒						伐倒する普通マツの確定			普通マツの伐倒 自生地外への搬出			
						→			→			

表 24 施策の実施計画(保全詳細、2/2)

〔獣害対策〕

項目	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
獣害対策	定期的なモニタリングの実施(特に実生・稚樹・若木) 令和4年度中に獣害対策の実施をするかどうか判断				獣害対策が必要な場 合：手法の検討・手続き		獣害対策が必要な場合：獣害対策の実施			
	→				→		→			

〔モニタリング調査〕

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
モニタリング調査	成木 生残調査(2か月に1回)											
	→		→		→		→		→		→	
	実生・稚樹・若木 生残調査(2週1回)						実生・稚樹・若木 生残調査(2か月に1回)					
									実生・稚樹・若木 生育調査(年1回)			

〔遺伝的研究〕

項目	令和3年度(2021年度)				令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月			
遺伝的研究	サンプリング		解析、報告書作成		必要に応じて事業委託		
	→		→		→		

〔ウツクシマツ生育試験〕

項目	令和3年度(2021年度)/1年目						令和4年度(2022年度)/2年目以降		
	4月	5～8月	9～10月	11月	12～2月	3月	4から8月	11月	12から3月
試験	補植試験(根回し)						補植試験【追跡(生残)調査】 5-7月は月2回、8月以降は2か月に1回 11月は生育調査も実施		
	→						→		
			播種試験(種子採取)	播種試験(選別、保存、低温処理)		播種試験(播種)	播種試験【追跡(生残)調査】 4-5月は週1回、6-7月は2週に1回、8月以降は月1回、2年目から2か月に1回 11月は生育調査も実施 4年目からはモニタリング調査に移行		
			→	→		→	→		

第3節 現状変更などの取扱方針および取扱基準

1 現状変更などの取扱方針

史跡名勝天然記念物に対する現状変更等の取り扱いについては、文化財保護法125条及び168条に規定(資料編参照)されています。

【文化財保護法第125条1項】

史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。

現状変更とは、物理的作為的変更を加える行為です。また、保存に影響を及ぼす行為とは、物理的に現状に変更を及ぼすものではないが、将来にわたり支障をきたす行為を言います。現状変更については「維持の措置」、「非常災害のために必要な応急措置」を除き、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合を除き、文化庁長官の許可を得ることが必要です。行為が本天然記念物の現状を変更するものか、保存に影響を及ぼす行為かどうかは、案件ごとに事前に湖南省教育委員会と協議を行い、必要に応じて、滋賀県および文化庁と調整したうえで書式に従って申請を行うこととします。

なお、維持の措置については、「特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」の第4条に、以下のように規定されています。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

文化財保護法125条による現状変更等の許可が必要な行為のうち、文化財保護法施行令第5条において、「次の掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県または市の教育委員会(当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。)が行うものとする。」と規定されています。また、同条4項第1号および文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更の許可の事務処理基準(平成12年4月28日文部大臣裁定、平成27年12月21日最終修正)において、市の教育委員会が

許可する現状変更等の範囲が規定されています(資料編参照)。

2 現状変更などに関する取扱基準

ウツクシマツ自生地における保全管理の現状を踏まえ、地域区分と本質的価値の構成要素の2つの視点から取り扱い基準を次のように定めます。具体的な取扱いについては、表 25 に示すとおりです。

(1) 指定地(地域区分：Aゾーン)

① 現状変更等を認めない行為

- ・天然記念物を滅失、毀損または衰亡させるおそれのある開発などの行為
- ・自生地の地形を変更する行為
- ・指定地内に新たな構造物、建築物を設置する行為（ただし②に定めるものを除く）

② 現状変更等を認める行為

- ・天然記念物の保全に必要な不可欠な行為(ウツクシマツ以外の樹木の伐採、枯損木の伐採・搬出、下草刈り、表土剥ぎ、樹幹注入、薬剤散布)
- ・既存施設の改修(境界標、園路柵、水路等)の改修に必要な最小限度の行為
- ・防犯・防災上必要な不可欠な施設の設置
- ・公開活用上必要な整備等(標識、解説板、注意札等の新設改修など)設置に必要な最小限度の行為で、天然記念物に直接影響を与えないもの
- ・自生地の価値を高めるために必要な行為、天然記念物の保全や理解に役立つ学術研究や調査のための必要最小限度の行為

③ 本計画において定めのある保全行為の取り扱い

現状変更等については、その都度、文化庁長官の許可が必要であることが原則です。しかしながら、国の認定を受けた保存活用計画に記載された行為については、その記載された事項の内容に即して行うに当たり、事後に届け出ることによって現状変更等を可能とすることができます。

(法 129 条の 4)

本計画で定める以下の行為については、保全に必要な日常的な管理行為であり、かつ本質的価値に与える影響が軽微なものであり、行為者が特定されていることから、本計画が国の認定を受けた以降は、現状変更許可申請を不要とし、事後の届出を提出するものとします。

- ・マツ材線虫病感染予防として実施する樹幹注入、地上散布
- ・ウツクシマツや普通マツの枯損木の伐採及び搬出もしくは燻蒸剤処理
- ・普通マツの計画伐採
- ・下草刈りや堆積した落ち葉の除去及び搬出
- ・その他の樹木の枯損木、倒木の伐採及び搬出
- ・生育試験に必要な球果採取や表土剥ぎ及び樹木標識の設置
- ・本計画において継続実施していく保全管理行為のための立ち入り

(2) 緩衝地帯(地域区分：Bゾーン)

① 現状変更等を認めない行為

- ・天然記念物を滅失、毀損または衰亡させるおそれのある開発などの行為
- ・自生地 of 地形に影響を与える行為
- ・自生地に影響を与える新たな構造物、建築物を設置する行為

② 現状変更等を認める行為

- ・自生地の保全や活用に必要な整備

(3) 施設活用地域(地域区分：Cゾーン)

① 現状変更等を認めない行為

- ・天然記念物を滅失、毀損または衰亡させるおそれのある開発などの行為
- ・自生地 of 地形に影響を与える行為
- ・自生地に影響を与える新たな構造物、建築物を設置する行為

② 現状変更等を認める行為

- ・自生地の保全や活用に必要な整備

表 25 現状変更等の取扱基準(1/4)

エリア	対象		実施の目的	行為の内容	天然記念物に及ぼす影響	方法	必要性	法令上の取り扱い手続き	実施主体	頻度 実施時期	備考
自生地（指定地）内全エリア	ウツクシマツ	枯損木	保全	枯損木・枯枝の伐採、及び搬出もしくは燻蒸剤処理	対象木の除籍扱いあるいは必要最小限度の枝伐採	事前に専門家の意見を伺い、枯損状況に応じて個体もしくは枝を伐採し、自生地外に搬出します。搬出が困難なものについては、被覆、燻蒸剤処理を実施することを条件として、玉切りして空き地に山積みします。	①倒木被害防止による安全対策 ②枯死の原因がマツ材線虫病の場合、マツノマダラカミキリが羽化脱出し、他のウツクシマツに被害が拡大することを防止するため必要です。	法第129条の4 現状変更等に係る手続きの弾力化の特例を適用。 文化庁に事後、届出。	管理団体	年1回(冬季)	専門家の意見を伺い、枝払いで対処できるものは可能な限り枝払いとします。また、本計画が文化庁長官に認定を受けて以降に、自生または補植したウツクシマツも含まれます。
		生育している成木	保全	マツ材線虫病感染予防のための薬剤の樹幹注入	薬剤注入に必要な最小限度の穿孔	薬剤の効果が切れる令和6年度に全てのウツクシマツに熟練者が実施します。薬剤は現在使用しているグリーンガードか専門家の意見を伺い選定します。	マツ材線虫病の感染予防のために必要です。	法第129条の4 現状変更等に係る手続きの弾力化の特例を適用。 文化庁に事後、届出。	管理団体	令和6年度に1回(冬季)	専門家の意見を伺います。原則、令和6年度までは実施しませんが、明らかにマツ枯れ被害が拡大したときは検討します。本計画が文化庁長官の認定を受けて以降に自生または補植したウツクシマツも含まれます。
		すべて	保全	マツ材線虫病感染予防のための薬剤散布	病害虫対策として必要な最小限度の薬剤と回数	マツノマダラカミキリが羽化脱出するまでの時期に2回実施します。薬剤は現在使用しているMEP（スミバイン）乳剤を水で150倍に薄め、1haあたり900ℓを散布するか、または専門家の意見を伺い選定します。	新たなマツ材線虫病の感染を予防し、被害の拡大を防止するため必要です。	法第129条の4 現状変更等に係る手続きの弾力化の特例を適用。 文化庁に事後、届出。	管理団体	年2回(5～6月)	専門家の意見を伺います。本計画が文化庁長官の認定を受けて以降に自生または補植したウツクシマツも含まれます。
		倒木	保全	倒木の伐採・搬出(台風や大雪等で倒木したものの)	復旧が明らかに不可能または危険防止のために必要な伐採	専門家の意見を伺い、台風や大雪等の自然災害で倒木し、復旧の見込みがない場合や放置していると危険な場合は伐倒し、搬出します。搬出が困難なものについては玉切りして空き地に山積みし、被覆、燻蒸剤処理をします。	倒木被害防止による安全対策のために必要です。	き損届を提出し、復旧の見込みがないものについては維持の措置を、危険木については令第5条第4項第1号(ト)木竹の伐採(市許可)を適用。	管理団体	年数回(倒木時)	専門家の意見を伺い、復旧が明らかに不可能な場合は維持の措置で申請不用とします。本計画が文化庁長官の認定を受けて以降に自生または補植したウツクシマツも含まれます。

※法は文化財保護法、令は文化財保護法施行令の略。

表 25 現状変更等の取扱基準(2/4)

エリア	対象		実施の目的	行為の内容	天然記念物に及ぼす影響	方法	必要性	法令上の取り扱い手続き	実施主体	頻度 実施時期	備考
自生地内全エ	ウツクシマツ・土壌	樹実・生若木	保全	モニタリング調査(実生や稚樹、若木の確認)による標識の設置	自生地に及ぼす影響は最小	自生地の状況を確認し、実生や若木を発見した場合は誤伐防止のため、目印となる標識を設置します。	自生地内におけるウツクシマツの天然下種更新の状況を知るために必要です。	令第5条第4項第1号(ハ)工作物の設置・改修、道路の舗装・修繕を適用。 市による許可。	管理団体	年1回(秋季)	標識を設置するときは、根を傷つけることのないよう注意します。
C・E・G (自生地内)		成木・土壌	保全	生育試験(球果採取、播種、補植、下草刈り、落ち葉掻き、表土剥ぎ)	自生地に及ぼす影響は最小	播種試験のため複数の母樹から球果を採取し、脱粒した種子を播種します。また、生残や生長量の調査比較のため下草刈りや落ち葉掻き、表土剥ぎなどの処理をします。	保護増殖マニュアル(仮)の作成および次期保存活用計画における自生地の順応的な安全管理方針の検討に必要な基礎資料とするために必要です。	第129条の4 現状変更等に係る手続きの弾力化の特例を適用。 文化庁に事後、届出。	管理団体	年2回	そのほか試験の詳細は、97ページから102ページのとおりです。

表 25 現状変更等の取扱基準(3/4)

エリア	対象	実施の目的	行為の内容	天然記念物に及ぼす影響	方法	必要性	法令上の取り扱い手続き	実施主体	頻度実施時期	備考	
自生地（指定地）内全エリア	普通マツ	枯損木	保全	枯損木の伐採、及び搬出もしくは燻蒸剤処理	自生地に及ぼす影響は最小	事前に専門家の意見を伺い、枯損した普通マツを伐採し、自生地外に搬出します。搬出が困難なものについては、被覆、燻蒸剤処理を実施することを条件として、玉切りして空き地に山積みします。	枯損の原因がマツ材線虫病の場合、マツノマダラカミキリが羽化脱出し自生地内のウツクシマツに被害が拡大するのを防止するため必要です。	第129条の4 現状変更等に係る手続きの弾力化の特例を適用。 文化庁に事後、届出。	管理団体	年1回 (冬季)	
		すべて	保全	マツ材線虫病感染予防のための薬剤散布	病害虫対策として必要であり、自生地に及ぼす影響も最小	マツノマダラカミキリが羽化脱出するまでの時期に2回実施します。薬剤は専門家の意見を伺い選定するか、または今までに使用実績のあるMEP（スミバイン）乳剤を使用します。	新たなマツ材線虫病の感染を予防し、被害の拡大を防止するため必要です。	第129条の4 現状変更等に係る手続きの弾力化の特例を適用。 文化庁に事後、届出。	管理団体	年2回	
		倒木したものの	保全	倒木の伐採・搬出（台風や大雪等で倒木したもの）	自生地に及ぼす影響は最小	専門家の意見を伺い、台風や大雪等の自然災害で倒木し、復旧の見込みがなく放置していると人身に危害が及ぶ危険性が高い場合は伐倒し、搬出します。搬出が困難なものについては玉切りし、被覆、燻蒸剤処理をします。	倒木被害防止による安全対策のために必要です。	令第5条第4項第1号（ト）木竹の伐採を適用。 市による許可。	管理団体	年数回 (倒木時)	
		すべて	保全	計画伐採（劣性遺伝であるウツクシマツの自生を促すため、計画的に伐採）	自生地に及ぼす影響が最小限度になるよう調整	専門家の意見を伺い、急激な環境変化が起きないよう影響が少ない胸高直径の小さい個体から段階的に伐倒します。	ウツクシマツ同士が交配する環境を整備し、劣性遺伝であるウツクシマツの自生を促すために必要です。	第129条の4 現状変更等に係る手続きの弾力化の特例を適用。 文化庁に事後、届出。	管理団体	年1回	本計画が文化庁長官の認定を受けて以降に増えた普通マツも含みます。
	その他の樹木	ツ、ウツクシマツ以外のもの	保全	枯損木の伐採や搬出、倒木の搬出	自生地に及ぼす影響は最小	専門家の意見を伺い、急激な環境変化が起きないよう留意し、日照不足などによりウツクシマツの生育に悪影響を及ぼす可能性のあるものから順次伐倒します。	ウツクシマツの生育のために必要です。	第129条の4 現状変更等に係る手続きの弾力化の特例を適用。 文化庁に事後、届出。	管理団体および所有者	年1回	本計画が文化庁長官の認定を受けて以降に自生した雑木も含みます。
	草木類	保全	下草刈り	自生地に及ぼす影響は最小	ウツクシマツの実生・稚樹の生育環境を改善するために、下草刈りをし、刈り取った下草は原則搬出します。搬出ができない場合は、塊ができないよう分散させます。	ウツクシマツの保護、育成、天然更新のために必要です。	法第129条の4 現状変更等に係る手続きの弾力化の特例を適用。 文化庁に事後に届出。	管理団体	6月、8月	状況に応じて5月か7月にも実施します。実生を刈り取らないように注意します。	
	土壌	保全	堆積した落ち葉の除去・搬出	自生地に及ぼす影響は最小	堆積した落ち葉を除去し、自生地外に搬出します。搬出ができない場合は、塊ができないよう分散させます。必要に応じて地表が見えるまで表土の剥ぎ取りをします。	ウツクシマツの生育環境に適した土壌環境をつくり、ウツクシマツの天然更新を促進するために必要です。	法第129条の4 現状変更等に係る手続きの弾力化の特例を適用。 文化庁に事後、届出。	管理団体	年1回（秋から冬季）		

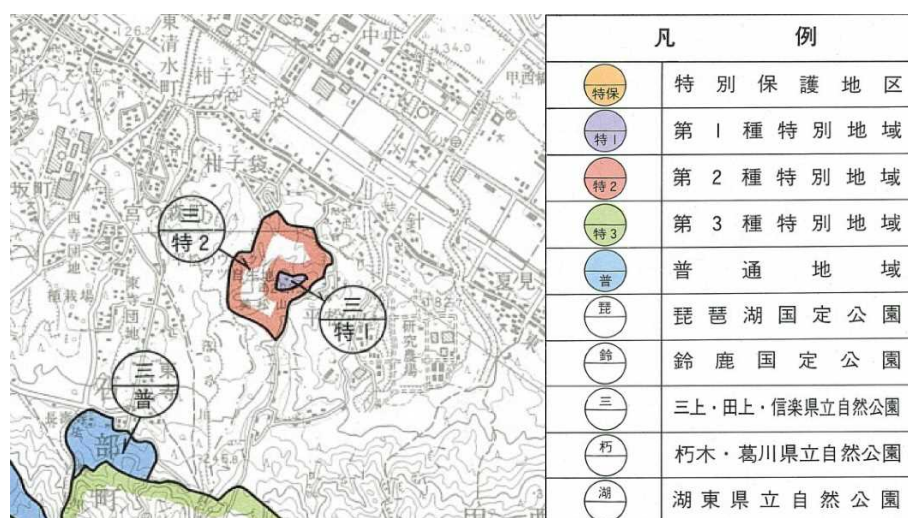
表 25 現状変更等の取扱基準(4/4)

エリア	対象	実施の目的	行為の内容	天然記念物に及ぼす影響	方法	必要性	法令上の取り扱い手続き	実施主体	頻度 実施時期	備考
自 生 地 内 全 エ リ ア	境界標	保全	設置・整備	自生地に及ぼす影響は最小	必要に応じて既存の境界杭を改修します。	自生地を保護するために必要です。	令第5条第4項第1号(二)史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修を適用。 市による許可。	管理団体	随時	原則、市の許可としますが、事前に国・県と協議します。
	園路柵、人止柵	活用	修繕・整備	自生地に及ぼす影響は最小	既存の遊歩道について、人が歩きやすいように草刈りをするなどの整備をします。また、必要に応じて老朽化した既存の人止柵を改修します。	自生地内を公開活用するために整備が必要です。また、ウツクシマツの生育環境を保護するためにも遊歩道と自生地を区分することは必要です。	第129条の4 現状変更等に係る手続きの弾力化の特例を適用。 文化庁に事後、届出。	管理団体	随時	
	柵、防護ネット	保全	整備	自生地に及ぼす影響は最小	シカやウサギなどの小動物による食害を防止するため、必要に応じて柵を設置するか、実生や若木に獣害対策用の防護ネットをします。	自生地内の実生や稚樹、ウツクシマツの若木を守るために必要です。	第129条の4 現状変更等に係る手続きの弾力化の特例を適用。 文化庁に事後、届出。	管理団体	年1回	
	標識	活用	修繕・整備	自生地に及ぼす影響は最小	既存の標柱が破損した場合は、原状復帰か同程度の状態に戻るよう修繕します。	天然記念物であることを示す石碑であり、保存と公開活用のために必要です。	令第5条第4項第1号(二)史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修を適用。 市による許可。	管理団体	—	原則、市による許可としますが、事前に国・県と協議し、内容に応じて文化庁に届出ます。
	電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物	保全	修繕・整備	自生地に及ぼす影響は最小	既存の排水工が破損した場合は、原状復帰か同程度の状態に戻るよう修繕します。	ウツクシマツの生長に悪影響を及ぼす土壌質水に対して必要です。	令第5条第4項第1号(ホ)電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置・改修を適用。 市による許可。	管理団体	—	原則、市の許可としますが、事前に国・県と協議します。
(B 自 生 地 外)	土壌	保全	補植	自生地に及ぼす影響は最小	地域の育苗畑で育成したウツクシマツの若木を使い、専門家の意見に従って補植をします。	自生地内におけるウツクシマツの天然更新の促進および公開活用には必要です。		管理団体	年1回 (2~3月)	
	整備事業				指定地に大きな地形改変を伴う行為は認めません。					公共的工作物等については事前に国・県と協議します。

第4節 その他関連法令

1 自然公園法

本天然記念物の指定範囲内は、昭和44年(1969年)12月26日に自然公園法(昭和32年法律第161号)第72条および滋賀県立自然公園条例(昭和40年法律第30号)第5条に基づく第1種(三上・田上・信楽自然公園(特別地域))に指定されています。特別地域内における行為については、滋賀県立自然公園条例第16条の定めに従うこととなっています。



資料：滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課

図1 自然公園法および滋賀県立自然公園条例に基づく指定範囲

表26 特別地域内における許可が必要な行為(滋賀県立自然公園条例第16条)

- (1) 工作物を新築し、改築し、または増築すること。
- (2) 木竹を伐採すること。
- (3) 鉱物を掘採し、または土石を採取すること。
- (4) 河川、湖沼等の水位または水量を増減を及ぼさせること。
- (5) 広告物その他これに類する物を掲出し、もしくは設置し、または広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- (6) 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、または貯蔵すること。
- (7) 水面を埋め立て、または干拓すること。
- (8) 土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること。
- (9) 高山植物その他の植物で知事が指定するものを採取し、または損傷すること。
- (10) 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するもの(以下「指定動物」という。)を捕獲し、もしくは殺傷し、または指定動物の卵を採取し、もしくは損傷すること。
- (11) 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
- (12) 湿原その他これに類する地域のうち知事が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。
- (13) 道路、広場、田、畑、牧場および宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬もしくは動力船を使用し、または航空機を着陸させること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの。

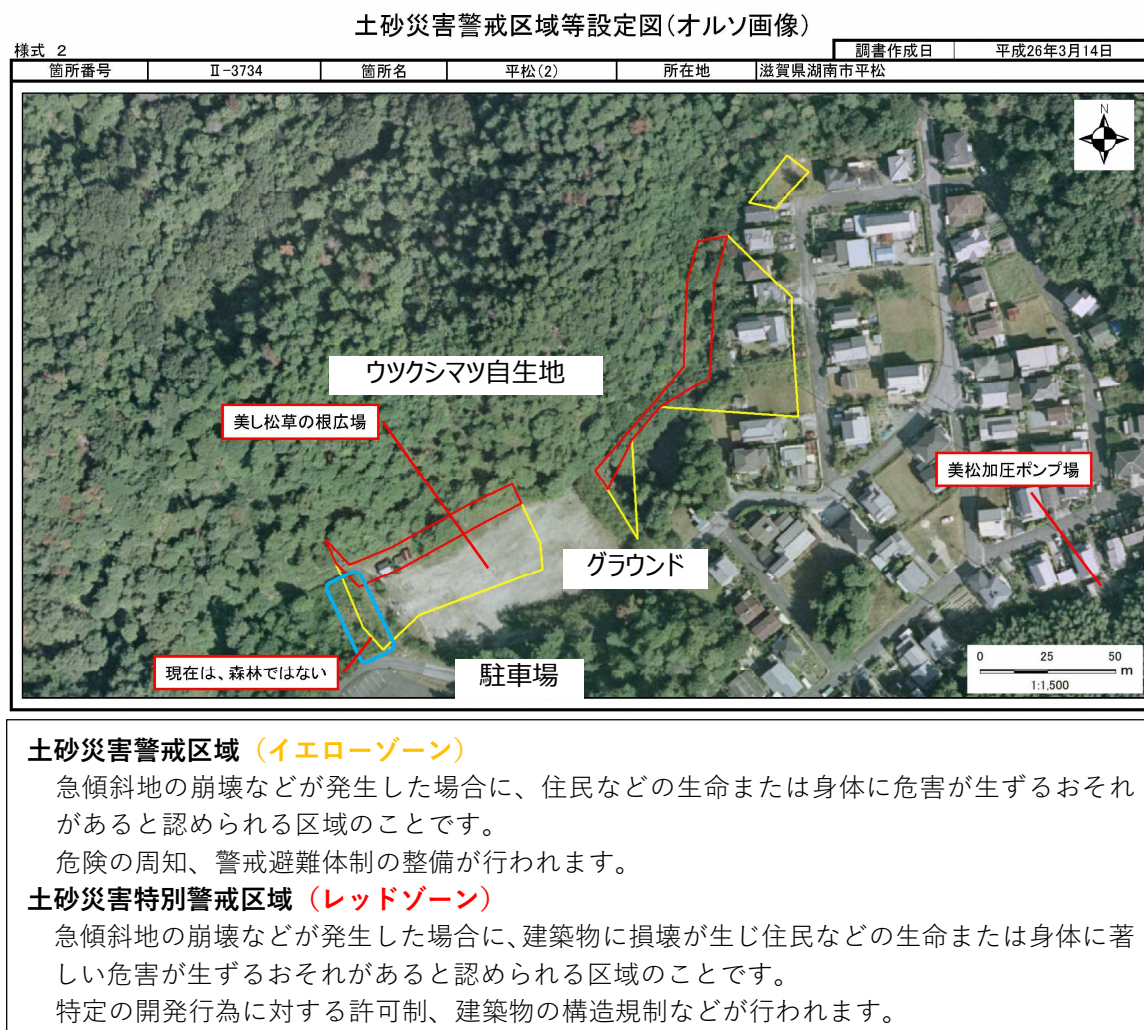
2 土砂災害防止法

滋賀県では、がけ崩れや土石流などの土砂災害から県民の生命を守るため、土砂災害防止法※に基づき「土砂災害警戒区域」および「土砂災害特別警戒区域」の指定を行っています。

本天然記念物の指定範囲の一部およびその周辺が、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)に指定されています(図 2)。

※「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成十二年法律第五十七号)

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。



資料：滋賀県ホームページ(砂防)

図 2 土砂災害警戒区域等設計図

3 森林法

森林法の目的は、同法第一条において「この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。」とされています。

本天然記念物の指定範囲内は、森林病虫害等防除法における「高度公益機能森林」に指定されています。また、市町が森林法第10条の5に基づいて定める市町村森林整備計画において、鳥獣害防止森林区域に指定されています。

第5節 追加指定の方針

今後、指定地外でウツクシマツ自生個体を確認した場合は、自生の状況を十分に確認し、追加指定を検討します。